

令和3年度 厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)
分担研究報告書

受動喫煙防止規制に関する国民の意識および政策インパクトの調査
—東京都子どもを受動喫煙から守る条例の家庭における喫煙ルールに対する影響の評価—

分担研究者 田淵貴大 大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部部長補佐
研究協力者 梅木佑夏 大阪大学医学部医学科

研究要旨

本研究では、改正健康増進法施行前の家庭における受動喫煙防止状況について、実態を把握し、東京都子どもを受動喫煙から守る条例が制定された影響を評価した。

日本の一般住民を対象としたインターネット縦断調査データを用いて、東京都居住者とコントロール地域居住者それぞれにおける2018年および2019年の家庭が屋内禁煙である者の割合の変化をDifference-in-Difference (DID) 法を用いて分析した。

コントロール1（東京都を除いた46都道府県に居住する者）、コントロール2（関東地方を除いた都道府県に居住する者）、コントロール3（政令指定都市を有する都道府県に居住する者）の3種類のコントロールを用いて解析を行った結果、いずれのコントロールを用いた場合も有意差を認めなかった。また、性別、年齢、喫煙状況、世帯年収、住居、仕事の状況、学歴、婚姻状況のいずれの属性で層別化した場合でも有意差は認められなかった。このことから、条例の施行により東京都民とその他の地域居住者において家庭での喫煙ルール変化に有意な差が無かつたことが示唆された。

A. 研究目的

受動喫煙には子どもの健康への悪影響がある。そのため、2018年4月1日に東京都では「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行された。本研究では、改正健康増進法施行前の家庭における受動喫煙防止状況について実態を把握し、東京都の条例の施行前後の家庭における喫煙ルールの変化の分析により条例の影響を評価した。

B. 研究方法

2018年1月26日～3月20日および2019年2月2～25日に日本の一般住民を対象としてインターネット縦断調査を実施した（JASTIS研究）。東京都居住者とコントロール地域居住者それぞれにおける2018年および2019年の家庭が屋内禁煙である者の割合の変化を差分の差分（Difference-in-Difference、 DID）法を用いて分析した。

(倫理面への配慮)

この研究は大阪国際がんセンターの研究

倫理委員会（No. 1611079163）の審査・承認を得て実施された。

C. 研究結果および考察

コントロール1（東京都を除いた46都道府県に居住する者）、コントロール2（関東地方を除いた都道府県に居住する者）、コントロール3（政令指定都市を有する都道府県に居住する者）の3種類のコントロールを用いて解析を行ったが、共変量調整 DID は、コントロール1で-1.0%ポイント（95%信頼区間（CI）=-5.8、3.9）、コントロール2で-1.0%ポイント（95% CI=-5.9、4.0）、コントロール3で-1.0%ポイント（95% CI=-5.9、3.9）であり、いずれのコントロールを用いた場合も有意差を認めなかった。また、性別、年齢、喫煙状況、世帯年収、住居、仕事の状況、学歴、婚姻状況のいずれの属性で層別化した場合でも有意差は認められなかった。このことから、条例の施行により東京都民とその他の地域居住者において家庭での喫煙ルール変化に有意な差が無かつたことが示唆された。

D. 結論

本研究により、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」施行前の2018年と施行後の2019年で、東京都民の家庭での喫煙ルールは東京都以外の居住者の家庭と比べて、変化しなかったことが明らかになった。今後の自治体における受動喫煙防止条例の立案および推進方策について検討する上で、本研究は有用な資料になるものと考えられる。

E. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 梅木佑夏、田淵貴大. 東京都子どもを受動喫煙から守る条例の家庭における喫煙ルールに対する影響の評価. 日本公衆衛生雑誌、68(12): 914-924、2021.

2. 学会発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし